

## 市職員の給与・定員管理などを公表します

「近江八幡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政運営の状況を公表しましたので、その中から市職員の給与・定員管理などについてお知らせします。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問 総務課 TEL(36)5554・FAX(32)3237・HP 7578

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職務名称	主事 技師	主事 技師	主査 主任主事 主任技師	副主幹 主任	課長補佐	次長 課長 参事	部長 理事
職員数(人)	32	59	72	62	61	51	12
構成比(%)	9.2	16.9	20.6	17.8	17.5	14.6	3.4
前年度構成比(%)	9.3	19.0	17.8	19.0	16.3	14.8	3.8

※市の給与条例に基づく給料表の級別区分による職員数です。  
※標準的な職務名称とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

区分	近江八幡市		国		
	初任給	採用2年経過後	初任給	採用2年経過後	
一般行政職	上級職	188,700円	199,900円	総合職 186,700円 一般職 182,200円	総合職 207,800円 一般職 193,900円
	初級職	154,900円	164,700円	一般職 150,600円	一般職 158,900円

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
近江八幡市	317,642円	42.0歳	294,170円	56.6歳
国	329,433円	43.4歳	287,312円	50.9歳

支給対象地域	支給率	支給対象職員	平均支給年額
—	0%	—	0円

区分	全職種
職員全体に占める 手当支給職員の割合	25%
平均支給年額	47,926円
手当の種類	12種

元年度	支給総額	一人当たり 支給年額
30年度	139,237千円	354千円
30年度	149,465千円	302千円

区分	職員数 (A)	給与費			1人当たり 給与費(B/A)	
		給料	職員手当	期末勤勉手当		
2年度	540人	2,124,436千円	397,781千円	852,286千円	3,374,503千円	6,249千円

区分	人口 (R2.1.1)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	30年度 人件費率 (参考)
元年度	82,092人	34,071,410千円	579,585千円	4,393,303千円	12.9%	12.9%

区分	内容	月額
扶養手当	配偶者	6,500円
	子	10,000円
	その他 満16～22歳の子	6,500円 (加算)5,000円
住居手当	借家(限度額)	28,000円
	本市への新規転入者の 限度額(最大5年間)	31,000円
通勤手当	交通機関利用(限度額)	運賃など相当額 (6ヶ月定期)
	自動車2～5km 5～10km	3,000円 5,200円

区分	職員数	対前年比
議会	5	0
総務企画	118	6
税務	24	0
民生	171	16
衛生	36	▲9
労働	1	0
農林水産	17	0
商工	10	▲1
土木	43	▲1
教育	115	▲12
計	540	▲1
病院	619	▲4
水道	14	0
下水道	10	0
その他	46	3
計	689	▲1
合計	1,229	▲2

※職員数は、一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含みます。なお、再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員または非常勤職員を除いています。

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	268,400円	316,480円	349,433円
大学卒	—	—	—
高校卒	—	—	—

※経験年数区分に対象職員がないなどで平均値が出ない場合は省略しています。

区分	月額	期末手当
市長	616,000円 (880,000円)※1	6月期 1.7月分※2 12月期 1.7月分
副市長	730,000円	計 3.4月分
教育長	685,000円	
病院事業管理者	922,000円	
議長	455,000円	加算措置あり
副議長	400,000円	
議員	360,000円	

※1. ( )内の金額は、減額していない場合の金額です。  
※2. 新型コロナウイルス感染症に関する支援策の財源の一部に充てるため、市長・副市長・教育長の6月期末手当の支給はありません。また、議長・副議長・議員の報酬は7月～9月まで10%削減しました。



新庁舎配置場所のイメージ図  
※庁舎の形や大きさを決定したものではありません。

新庁舎の配置場所を検討しています。新庁舎の配置は、建物内の動線や駐車場からのアクセス、既存施設との連携、執務環境、建設費用などから総合的に判断し、現本庁舎の西側配置を検討を進めています。コンパクト性・アクセス性・快適性などの実現しやすさ、近江八幡駅と旧市街地を結ぶ南北軸の確保、市民広場との連携の良さなど、メリットの多い

配置とを考えています。今後は、具体的な業務配置などの検討を進める中で建物の形状、外観などを決定していきます。

**現本庁舎の耐震改修工事を実施しています**

現本庁舎は、新庁舎建設後に解体を予定していますが、来庁者や職員の安全確保、行政機能を維持するため、耐震改修工事を実施しています。窓口業務などに支障がないように工事を行っておりますが、駐車スペースの変更などで来庁する皆さんにはご不便をおかけしています。ご理解をお願いします。

※市庁舎整備、市民広場に関する情報は、市ホームページをご覧ください。また、これらに関するご意見も募集しています。



## 市庁舎整備に関するお知らせ

問 市庁舎整備推進室  
TEL(36)5577・FAX(32)2695  
HP 13461

## お知らせ伝言板

HP: ホームページ  
ID番号

## あづち周遊“信長を旅しよう” 周遊パスで地元を観光してみませんか?

秋の観光シーズン到来! 地元観光施設をめぐってみませんか? 期間中、この周遊パスを持参した人に、各施設でのグッズプレゼントやおもてなし特典を提供します。

周遊パスの有効期間 11月29日(日)まで  
周遊パスの配布場所 市内観光案内所、市役所本庁舎、総合支所、安土町商工会など



## Instagram「八幡堀まつり2020」を開催!

あなたのスマホアルバムにある、過去の八幡堀まつりの写真をハッシュタグを付けて投稿してください。投稿いただいた写真は、ポスターや近江八幡のPRなど広く活用させていただきます。また、上位入賞者には近江八幡の特産品をプレゼントします。詳しくは、当協会Instagramをご覧ください。

⇒「@omi8kb」#「八幡堀まつり2020」

応募期間 11月30日(月)まで

**応募方法**

- 近江八幡観光物産協会 公式 Instagram アカウントをフォロー
- これまでに開催された八幡堀まつりを撮影した写真を探して...
- ハッシュタグ #八幡堀まつり2020 #撮影年(例: #2018) (不明の場合は省略可) 公式 Instagram「@omi8kb」をつけて投稿!



## 納付にお困りの人は相談を 市税などは納付期限内に納めましょう

問 収納・債権対策課  
TEL(36)5504・FAX(33)3670・HP7324・13850

市が提供する福祉や教育をはじめとするさまざまな行政サービスは皆さんが納めた市税などが主な財源です。納付期限内に納められない場合、税金のほかに延滞金を納めていただいたり、滞納処分を行ったりする場合があります。収納・債権対策課または各担当窓口に早めにご相談ください。

**新型コロナウイルス感染症の影響により納付困難な人へ**

新型コロナウイルス感染症の影響により収入に相当の減少があった人

は、申請により納付期限から最大1年間、市税の納付猶予を受けることができます。

※申請には、一定の基準や申請期限などがあります。詳しくは収納・債権対策課にご相談ください。

### あなたに合った方法で納付できます

市役所や指定金融機関、コンビニエンスストアの窓口ほか、スマートフォンアプリ(PayPay・楽天銀行コンビニ支払サービス・PayPay・LINE Pay)でもお支払いできます。



## 介護保険 確定申告に必要な書類のお知らせ

申・問 介護保険課 TEL(33)3511・FAX(31)2037

### おむつ使用確認書

HP10693

傷病によりおむね6カ月以上寝たぎりの人は、医師がその治療に際しておむつの使用が必要と認められた「おむつ使用証明書」(有料)を添付して確定申告を行うと、そのおむつ代は所得税と住民税の医療費控除の対象に含めることができます。

次の要件を満たす人に、「おむつ使用証明書」に代わる「おむつ使用確認書」を発行します。

#### 確認書の発行要件

- ① おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降
- ② 要介護認定を受けているか、介護保険認定を申請した人
- ③ 直近の要介護認定にかかる「主治医意見書」に必要事項の記載がある

### 障害者控除対象者認定書

HP10729

障がいのある本人または被扶養者は、確定申告などにより所得税と住民税の障害者控除を受けることができます。

障害者手帳をお持ちでない人でも申請することで、控除を受けるために必要な「障害者控除対象者認定書」を発行します。

#### 認定書の発行要件

- ① 対象 控除を受けようとする年の12月31日時点で、次の要件をすべて満たす人
- ② 要介護認定を受けている
- ③ 6カ月以上寝たきりまたは認知症の症状がある(市の基準で一定以上と判定された人に限る)



**申請方法** 申請書、介護保険被保険者証、認印、運転免許証など本人確認ができるものを持参し申請してください(代理人の申請は要委任状)。申請書はホームページからダウンロードできます。

## 滞納処分の流れ

### 督促状の発送

納付期限を超過して20日以内に納付がないと督促状を発送します。郵便物が届いたら、必ず開封し内容を確認してください。



### 財産調査

納付に応じられない場合は、金融機関・勤務先・生命保険会社・自宅などに対し、調査を行います。



### 財産の差し押さえ

財産調査で判明した財産(不動産、給与・賞与、預貯金、車など)を差し押さえます。



### 換価・充当

差し押さえた財産は、公売などにより換価(換金)し、換価して得た代金を滞納金に充当します。



## 令和3年度「ふるさと応援寄付推進事業」 ふるさと納税謝礼品請負事業者を募集

申・問 シティプロモーション推進課(南別館西隣)  
TEL(36)5541・FAX(32)3919・HP14762

ふるさと納税の寄附者様に、お礼としてお贈りする特産品やサービスを提供する請負事業者を募集します。  
**申請期間** 令和3年2月1日(月)～2月12日(金) (開庁日の午前9時～午後4時)  
**申請方法** 所定の申請書類をシティプロモーション推進課へ持参してください。

任の一切を負わないことを承諾するもの  
⑤ お礼の品に起因する苦情などに関する対応とその費用は、請負事業者の負担とすることを承諾するもの  
⑥ 現に、自社ホームページを有しているもの  
⑦ インターネット環境を有し、パソコンを使用してメールでのやりとりやワード・エクセルでCSVデータなどの作業ができるもの(タブレット・スマートフォンは不可)

① 近江八幡市ふるさと応援寄附推進事業事業者ガイドラインを順守できるもの  
② 「令和3年度近江八幡市競争参加資格審査申請」を行い、「有資格者名簿」に登録されているもの  
③ 本事業に軸足を置いた事業経営をしないもの  
④ 本事業が終了することにより、請負業者に不利益または損害が発生した場合において、市はその責

⑧ インターネット通販など、電子商取引の足がかり、販路拡大を目的として、本事業を活用するもの  
⑨ 本市を全国へ発信・PRし、本事業の推進に積極的・意欲的であるもの

※申請手続きなど、詳しくはお問い合わせください。



## 令和3年度以降の 競争参加資格審査申請を受け付けます

申・問 管財契約課 FAX(32)3237・HP12406  
TEL(36)5525(物品供給)・(36)5557(建設工事)  
測量・建設コンサルタント等、役務提供  
〒523-8501 (住所記載不要)

令和3年度以降の市が発注する建設工事や測量・建設コンサルタント等、役務提供、物品供給の入札参加を希望する業者の競争参加資格審査申請を受け付けます。  
**要項・申請書類配布期間** 12月18日(金)まで  
**配布場所** 管財契約課、安土未来づくり課  
※市ホームページからダウンロードもできます。

**申請受付期間** 12月7日(月)～12月18日(金) (土日を除く)  
※「測量・建設コンサルタント等」役務提供「物品供給」は現在の登録業者も新たに申請が必要です。「建設工事」は今年度の名簿に登録済みであれば、申請不要です。  
**申請方法** 所定の申請書類を持参または郵送してください。  
**申請受付場所** 管財契約課



## 令和2年度 人権擁護のための作品を募集します

申・問 人権・市民生活課  
TEL(36)5881・FAX(36)5553・HP16248  
〒523-8501 (住所記載不要)

すべての人が安心して「自分らしく」暮らせる社会の実現を目指し、家庭・学校・職場・地域などで人権擁護を推進するため、啓発作品を募集します。

**作文部門** 人権について考えていること、取り組んだことなど。題名自由。400字詰め原稿用紙で2～3枚。  
**応募資格** 市内在住・在勤・在学の小学生～高校生、一般応募は人権・市民生活課か安土未来づくり課へ郵送または持参してください。

**メッセージ部門** 人権について伝えたいことなど100字以内で記入(標語、つぶやきも可)。  
**ポスター部門** 4つ切りの画用紙で、画材は自由。

**応募締切** 令和3年1月6日(水)必着





**犬や猫の飼い主さんへ**  
**人もペットも気持ちよく暮らすために**  
 環境課 TEL(36)5509・FAX(36)5882・HP9223  
 県動物保護管理センター TEL0748(75)1911

犬や猫などのペットを飼うことは、私たちの生活の中に安らぎや潤いを与えてくれます。しかしその一方で、飼い方をめぐり周囲の人とのトラブルが発生することもあります。人もペットも気持ちよく暮らすために、飼い主をはじめ、動物に接する一人ひとりが、ルールを守った正しい接し方・飼い方に努める必要があります。

**最後まで責任を持って飼う**

「誰かが拾ってくれるだろう」と安易な気持ちで捨てないでください。捨てられた犬や猫は野良犬や野良猫となって、近隣住民に迷惑をかけ、不幸な一生を送ることになってしまいます。

犬や猫などペットを飼うのなら、家族の一員として最後まで愛情と責任をもって飼いましょう。

**多頭飼育は苦情のもと**

生まれた子犬や子猫をきちんとすべて飼うことはとても難しいことです。多頭飼育は騒音や悪臭苦情を招き、散歩も十分にできず放し飼い状態になったり、さらに子犬・子猫が生まれたり悪循環のため、地域でのトラブルになりがちです。もし子犬や子猫が生まれても飼えないのな

ら、生まれる前に最寄りの動物病院で相談して、不妊・去勢手術を受けさせましょう。

**野良猫には餌を与えない**

「近所に野良猫が増えた」といった苦情が増えています。野良猫に一度餌を与えると、その場所に住み着いて繁殖し、近隣に多大な迷惑をかけてしまう場合があります。餌を与えるのであれば、家族の一員として家庭に迎えてあげてください。

**地域猫活動をご存知ですか？**

野良猫によるふん尿・鳴き声・ごみ荒らしなどの被害を減少させ、生活環境の保全を図るため、県では、地域で管理すると定めた猫への不妊去勢手術の助成制度として地域猫対策事業を実施しています。詳しくは、県動物保護管理センターへお問い合わせください。



**例年と開催形態など変わります**

**令和3年成人式を開催します**

HP 15241

市では、新成人の皆さんの新たな門出を祝福する成人式を開催します。市内に住民登録がある対象の人には11月中旬に参加案内を郵送します。市外在住で参加を希望する人や、参加に関する相談などは生涯学習課へお問い合わせください。

**開催日** 令和3年1月10日(日)  
**場所・時間** 市文化会館(午後2時～2時30分)  
 県立男女共同参画センター(午後2時45分～3時15分)

文芸セミナーヨ(午後3時30分～4時)  
**対象者** 平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれの人  
 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年と開催形態、参加方法が異なります。詳しくは参加案内・市ホームページに掲載しますので、ご確認ください。  
 ※状況により、開催を中止する場合があります。最新の状況は、市ホームページでお知らせします。



**市民大学“オンライン”講座 YouTubeで公開しています**

市では、市内外から有識者を迎えて、市民がふるさと近江八幡についてより深く理解できるように市民大学講座を実施しています。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、近江八幡市公式YouTubeチャンネルでオンライン講座を開設しています。ぜひご覧ください。



**ごみや木枝は適正に処理を**  
**野焼きは法律で禁止されています**  
 環境課 TEL(36)5509・FAX(36)5882・HP14293

自宅の庭などで、庭木を剪定した枝や家庭ごみなどを集めて、地面やドラム缶、不適合な焼却炉などのごみの焼却は「野焼き」となります。法律に違反してごみを焼却すると、懲役刑や罰金刑に処される場合があります。農業などでやむを得ないものとして行われる焼却や、たき火など軽微

なものなどは、例外として焼却が認められています。ただし、飛散する灰や臭いで窓が開けられない、洗濯物が干せないなど、周辺地域にお住まいの人からこのような苦情がある場合は、指導の対象となりますので、安易に燃やす行為は慎むようお願いいたします。

**やさしいにほんご**

Vol.8

場面ごとに使える「やさしい日本語」表現

**◆学校生活編**

例) 家庭訪問⇒担任の先生が、家に来ます。家で、お父さん、お母さんなどと、話をします。  
 参観日⇒お父さん、お母さんなどが、子どもの学校に行って、授業を見る日です。

**運動会のご案内**

日時 令和2年11月3日 9時～15時  
 会場 本校校庭にて  
 ※雨天順延  
 ※要弁当持参

**運動会を、見に来てください**

いつ 2020年11月3日  
 時間 午前9:00から午後3:00まで  
 場所 学校の運動場  
 ※雨が降ったら、次の日になります。  
 ※お昼に食べる弁当を、持って来てください

問 まちづくり協働課 TEL(36)5552・FAX(36)5553

11月は



市民読書月間

**大切にしたい 4つの読書活動**

- 1 続ける読書
- 2 つながる読書
- 3 学べる読書
- 4 心あそばせる読書



市では、市民の皆さんが読書に親しみ、心豊かに過ごしていただくため、11月を「市民読書月間」と定めています。市が掲げる「早寝・早起き・あさ・し・ど・う」の「ど」は、読書の「ど」です。子どもが本を好きになり、読書習慣を身につけることで、豊かな心を育み、学びの礎を確立していくことを目指しています。

「本を通して新しい知識を身につける」  
 「本を通して自分とちがった考え方にふれる」  
 「本を通して、親子の温かい時間を過ごす」  
 この月間を機に、図書館や書店に足を運び、本の世界を楽しんでみてはいかがでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めながら、生活支援、経済対策を進めるため、さまざまな事業を実施します。制度の詳しい内容は、各窓口へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

## 新型コロナとの同時流行に注意

### インフルエンザ予防接種の費用を助成します ☎ 16002

今年はインフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行が予想されます。このため、高齢者や中学3年生以下の子どもと妊婦へインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

**助成の対象となる接種期間** 令和3年2月28日(日)まで

対象者（年齢などの要件は接種日現在）	接種回数	助成額など
①満65歳以上の高齢者など定期接種の対象者	1回	1,000円 (自己負担額/420円)
②生後6カ月から中学3年生までの子ども	1回 (1回目の接種日当日に 13歳未満の場合は2回)	1,000円
③妊婦	1回	1,000円

※接種日に本市に住民登録のある人が対象です。  
 ※中学3年生以下の子どもと妊婦のインフルエンザ予防接種は、予防接種法に定められていない任意接種です。  
 ※インフルエンザワクチンは、接種時の体調などにより副反応が生じる場合があります。接種後に体調に異変がある場合は、医療機関に相談してください。  
 ※予防接種を実施する医療機関や助成方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

11月1日から変わります

### 発熱などがあり、医療機関を受診される人へ ☎ 16261

発熱などの症状があり受診が必要と思われる人は、病院に直接行かずに、まずはかかりつけ医など身近な医療機関に電話で相談してください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

### 産後の家事を支援します

新型コロナウイルスの流行に伴い、県をまたいだ移動を控えるために、県外への里帰り出産や県外に住む親族からの支援が得られない人を対象に、訪問介護員が家事支援を行います。詳しくは、お問い合わせください。

**☎ 健康推進課** ☎(33)4252・☎(34)6612

### 幼稚園の遊戯室に空調・換気設備を設置

**☎ 子ども施設整備推進室**  
☎(36)5578・☎(32)6518

園児を分散させ3密を回避するため、幼稚園の遊戯室に空調・換気設備を設置し、広いスペースを活用します。

### 市立施設に体温測定器を設置

市の各施設に、感染拡大防止のためのAI搭載カメラ付き体温測定機を設置します。  
**設置場所** 各コミュニティセンター、ひまわり館、市立小・中学校、市立幼稚園・保育所・認定こども園、市民保健センター、近江八幡・安土図書館、市文化会館、運動公園体育館

### 新事業展開事業補助金(第3次募集)

**☎ 申・問** 商工労政課  
☎(36)5517・☎(46)5320・☎14662

自らが保有する人材や物資を活用し、現在の業務から新たな展開を検討されている事業者へ、初期にかかる費用や、実証実験に必要な費用を支援します。

**申請期間** 12月28日(月)まで  
 ※受け付けは先着順で、予算が上限に到達次第終了します。

**申請方法** 所定の申請書類をEメールまたは郵送で提出してください。

### 市内観光関連事業者の感染症対策を支援します

**☎ 申・問**  
**【補助金全般に関すること】** 文化観光課  
☎(36)5573・☎(36)5882・☎16191  
**【申請に関すること】** (一社)近江八幡観光物産協会  
☎(32)7003・☎(31)2393

安全安心な観光地づくりに取り組む観光関連事業者に、感染拡大防止のための消耗品・備品の購入や店舗の改修などにかかる経費(マスク・消毒液などの購入費用、アクリル板・換気設備の設置費用など)を支援します。

**補助金額** 対象経費の4分の3、上限30万円  
 ※対象事業者や申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

### 災害避難所でのコロナ対策

**☎ 問** 危機管理課 ☎(33)4192・☎(33)4193

災害避難所での感染拡大防止対策として、大型扇風機・アルコール消毒液などの備品・消耗品を配備します。

### PR動画で市の魅力を発信

**☎ 問** シティプロモーション推進課  
☎(36)5541・☎(32)3919

本市の魅力を発信し、コロナ禍収束後も本市を旅行先に選んでもらえるよう、また、本市の特産品を購入いただけるよう、PR動画を作成し、動画配信サービスで配信します。

### 新生児特別定額給付金を支給します

**☎ 申・問** 子ども支援課  
☎(36)5562・☎(32)6518・☎15858

国の特別定額給付金の基準日を過ぎて生まれた新生児を育てる世帯に対して、子育てにかかる生活支援として給付金を支給します。

**支給対象児**  
 令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれ、出生から引き続き本市に住民登録のある新生児  
 ※支給対象児の父または母で、お子さんの出生の日から申請日まで本市に住民登録のある人に支給します。

**支給額**  
 支給対象児1人につき10万円

**申請方法**  
 所定の申請書に必要書類を添えて提出してください。  
 ※9月24日までに本市に出生届を提出された人には、すでに申請書を送付しています。同封の返信用封筒に必要書類を添えて返送ください。申請書が届いていない場合は、お問い合わせください。  
 ※9月25日以降に本市に出生届を提出された人は、子ども支援課または安土未来づくり課の窓口で申請を受け付けます。

**申請期限**  
 令和3年4月16日(金)必着

### 福祉避難所でのコロナ対策

**☎ 問** 福祉政策課 ☎(36)5585・☎(32)6518

福祉避難所での感染拡大防止対策として、段ボールベッド・パーテーション・非接触型体温計などの消耗品を備蓄します。

### 小学1年生の学習を引き続きサポート

**☎ 問** 学校教育課  
☎(36)5530・☎(32)3352

3月～5月の臨時休校により、例年以上に子どもの生活や学習の状況が不安定なため、30人を超える学級に、3月まで小1サポーターを継続して配置します。



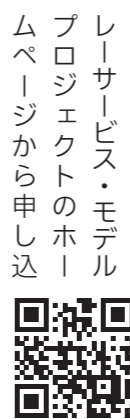
**聴覚や言語機能に障がいのある人へ**  
**日常で役立つサービスを紹介します**  
 障がい福祉課 TEL(31)3711・FAX(31)3738

**電話リレーサービス**

聞こえない・聞こえにくい人が、聞こえる人へ気軽に電話がかけられるサービスです。通訳オペレーターがあなたの手話や文字を相手に即時音声で伝えます。

**対象者** 身体障害者手帳（聴覚・言語障がい）をお持ちの人

**利用方法** 事前に利用者登録が必要です。日本財団電話リレーサービス・モデルプロジェクトのホームページから申し込みください。



**問** 日本財団コールセンター

TEL 03(6229)5111

(平日午前9時～午後5時)

日本財団電話リレーサービス・サポートセンター

FAX 03(6229)5599

(午前9時30分～午後6時)

**Net119緊急通報システム**

聴覚や言語機能の障がいにより、音声での会話に不安のある人が、スマートフォンなどで全国どこからでも音声によらず119番通報をすることが出来るシステムです。利用に障害者手帳の有無は問いません。

**対象者** 東近江行政組合消防本部管内（本市、東近江市、日野町、竜王町、愛荘町）に在住・在勤・在学の人

**利用方法** 事前に利用登録が必要です。東近江行政組合消防本部指令課に申請書を提出してください。

**申・問** 東近江行政組合消防本部指令課（東近江市東今崎町）

TEL(22)7605・FAX(23)0119

✉ net119@eastomi.or.jp



**11月8日は「いっ歯の日」**  
**お口の健康を保ちましょう**  
 問 長寿福祉課 TEL(31)3737・FAX(31)3738

「半年前に比べて堅いものが食べにくい」「お茶や汁物でむせることがある」「食べこぼしが増えた」「口の渇きが気になる」

これらに当てはまる場合、お口の衰え（オーラルフレイル）の兆候かもしれません。

**オーラルフレイルとは**  
 オーラルは「お口」、フレイルは「虚弱」を意味します。しっかりと噛めない、うまく飲み込めないなど、加齢

に伴う口腔の機能低下、食べる機能の低下から、心身の機能低下につながる一連の現象やその過程のことをいいます。

**すぐできる健口体操**  
 お口の健康を保つことは介護予防としても大切です。

オーラルフレイル対策・お口の機能向上のため、次のような体操を毎日続けて取り組んでみましょう。

出典・滋賀県介護予防リーフレット



**舌の動きをよくする体操**

- ① 「パ」「タ」「カ」「ラ」をそれぞれ4回ずつ、大きな声ではっきりと発音します。
- ② 「パカカラ」と続けて発音し、これを5回繰り返します。

**表情を豊かにする体操**



- 目をしっかり閉じて、唇を横にひき、頬を上げます。
- 目をぱっちり開けて、口を思い切り開けます。
- 口をしっかりと閉じて、左右交互に顔を影らませます。

**食べ物を飲み込みやすくする体操**



- 頭を大きく左右に傾け、首を伸ばします。
- 両肩を上げたり、下げたりします。
- 呼吸を整え、唾液をゴクンと飲み込みます。



**健康寿命を延ばすために 高血圧を予防・改善しましょう**

問 健康推進課 TEL(33)4252・FAX(34)6612



**運動する時間がない人は？**

日常生活の中でじっとしている時間を減らすだけでも効果があります。次のように、工夫次第で活動量は増やすことができます。

- ・掃除、料理、洗濯、買い物など生活の中で行う活動を増やす
- ・車やバスの代わりに自転車や徒歩で移動する
- ・バスや電車を利用する時は、一つ手前で降りて歩いてみる

**運動と休養をバランスよく**

仕事や家事、育児などの社会生活を送ってれば、必ず疲労や緊張、精神的ストレスがかかり、血圧にも影響を与えます。働きすぎや夜更かしは避け、休養を十分にとるなど、規則正しい生活で疲れを残さないようにしましょう。

高血圧は、食生活以外に運動不足や喫煙、ストレスといった生活習慣が密接に関わっています。

適度な運動は、心臓や肺の働きを向上させ、血管を改善し、血液の循環を促すことで血圧が下がります。さらに、体脂肪を燃焼させて体重を減らし、インスリンの働きを高め、血糖や脂質を改善する作用もあり、高血圧を含む「生活習慣病」全般にも良い影響を与えます。生活の中で積極的に体を動かしましょう。

**どのぐらいの運動が必要？**

1回30分程度を目安に、週2～3回程度で無理せず長く続けられるようにしましょう。

ウォーキング、ジョギング、サイクリング、水泳など酸素を十分に取り込みながら行う運動がおすすめです。うっすら汗をかくペースでしましょう。



**11月30日は「人生会議の日」**  
**自らが望む医療や介護について考えてみませんか**

問 長寿福祉課 TEL(31)3737・FAX(31)3738

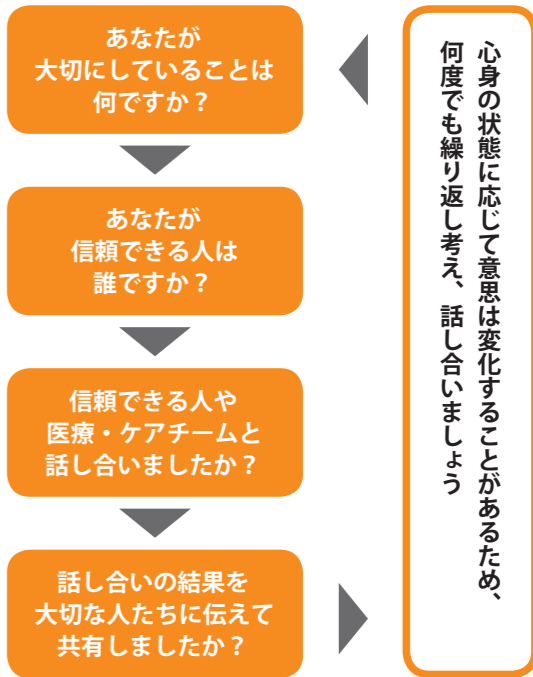


11月30日は「人生会議の日」です。「人生会議」とは、アドバンス・ケア・プランニング（Advance Care Planning）の愛称で、人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族などや医療・ケアチームと繰り返し話し合う取り組みのことです。

命の危機が迫った状態や認知症の進行などにより、自分の思いを言葉で表現することが難しくなる可能性は誰にもあります。どのような医療や介護を受けるか、どこで生活をして最期を迎えるかなど、家族が本人に代わり判断をすることがあるかもしれません。

もしものとき、本人の思いが尊重され、家族も思い迷うことがないように元気なうちから考え、信頼できる人と話し合ってみましょう。

**話し合いの進め方の例**



心身の状態に応じて意思は変化することがあるため、何度でも繰り返し考え、話し合ってみましょう

出典：厚生労働省「ACP普及・啓発リーフレット」

# 今日は何かあるのかな

## 子育て応援ひろば 11月のイベント情報



開館時間やイベント詳細は市ホームページから確認できます。

HP 6961

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3(祝)	4	5	6	7
	安あそびのひろば 午前9時30分～、午後1時30分～ ほ・ハ★お誕生会 午前11時～ ほ・金★お誕生会 午前11時～		東子育て相談と身体測定 午前10時～(就学前まで)	安あそびのひろば 午前9時30分～、午後1時30分～ ほ・ハ赤ちゃんデー 午前10時～ ほ・ハティータイム 午前11時～	西★リトミック 午前10時～(2・3歳児) ほ・ハえほんのじかん 午前11時30分～	東体育館開放 午前10時～
8	9	10	11	12	13	14
	安あそびのひろば 午前9時30分～、午後1時30分～	ハ身体測定 午前9時30分～(1歳以上) 東★親子ヨガ 午前10時～ 安ねんねサロン 午前9時30分～(1歳まで) ほ・ハ初めてさんいらっしゃい 午前10時～ あお話広場 午前10時30分～ ほ・金★私を愛するストレッチ 午前10時30分～		西★離乳食期の話・相談 午前10時～(6カ月～1歳半) ク★子育て相談日 午前9時～ 安あそびのひろば 午前9時30分～、午後1時30分～ ほ・ハ赤ちゃんデー 午前10時～	ほ・金赤ちゃんデー 午前9時30分～ ほ・金フリートーク 午前10時30分～	東★キッズダンス 午前9時30分～(4・5歳児、小学1～3年生) 西★サッカー教室 午前10時30分～(年長～小学3年生)
15	16	17	18	19	20	21
	クあそびの出前 午前10時～(市民共生センター) 安あそびのひろば 午前9時30分～、午後1時30分～ ほ・ハ★からだを動かして遊ぼう! 午前10時30分～	ほ・ハ初めてさんいらっしゃい 午前10時～ ほ・金双子ちゃんデー 午前10時～	ハ離乳食講座(もぐもぐ) 午前9時30分～(8～10カ月前後) 東★応急手当の話と新幹線作り 午前10時～ 西子育て相談・身体計測 午前10時～	西★あかちゃんこんにちは(わらべうた・ふれあい遊び) 午前10時～(1歳まで) ク★おしゃべりサロン 午前10時～ 安あそびのひろば 午前9時30分～、午後1時30分～ ほ・ハ赤ちゃんデー 午前10時～		東体育館開放 午前10時～ 西★サッカー教室 午前10時30分～(年長～小学3年生)
22	23(祝)	24	25	26	27	28
		ハ★にこにこデー 午前9時30分～、午前10時30分～ ほ・ハ初めてさんいらっしゃい 午前10時～ ほ・金身体測定日 午前9時30分～	東★モバイル作り 午前10時～(0歳児) ほ・ハしゃべりば 午前10時30分～	ハ離乳食講座(ごっくん) 午前9時30分～(5～7カ月前後) ク★身体計測 午前10時～ 安あそびのひろば 午前9時30分～、午後1時30分～ ほ・ハ赤ちゃんデー 午前10時～	安子育て相談室 午前9時30分～ ほ・金赤ちゃんデー 午前9時30分～	東体育館開放 午前10時～
29	30	1	2	3	4	5
	安あそびのひろば 午前9時30分～、午後1時30分～					

対象年齢の記載がないものは乳幼児が対象です。イベント名が★オレンジ色の字は予約が必要です。施設に直接申し込みください。  
※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、イベントを中止する場合があります。

### 施設を表すアイコン・開館日(祝日は除く)

ハ 八幡子どもセンター(火～土曜日)	TEL (32) 6330	ほ・ハ ほんわかの家・八幡(月～金曜日)	TEL (32) 3077
東 八幡東子どもセンター(火～土曜日)	TEL (37) 2862	ほ・金 ほんわかの家・金田(月・火・金曜日)	TEL (32) 3077
西 八幡西子どもセンター(火～土曜日)	TEL (33) 0703	あ あいあいの家(火・水・金曜日)	TEL (31) 2677
ク 子育て支援センター「クレヨン」(月～金曜日)	TEL (36) 7270	は はちはびひろば(月・火・金・土曜日)	TEL (38) 5623
安 安土子育て支援センター(月・火・木・金曜日)	TEL (46) 6400		

## 一緒に散歩を楽しもう！ キッズつながり隊 ボランティア募集

就学前の子どもたちが安全に、そして安心して散歩に出られるように協力していただける人を募集しています。  
子どもたちの散歩を見守っていただけませんか？  
子どもが好きな人のご協力をお待ちしています。

申・問 幼児課 TEL (36) 5579・FAX (32) 6518

### 活動内容

主に午前中に、園からその周辺の公園などまでの散歩に同行し、交通安全の見守りをします。散歩コースや園周辺の危険箇所があればお知らせください。

活動は、お住まいの学区の保育所・幼稚園・こども園などから直接電話で依頼します。

※ボランティア活動保険に加入します。

### 申込方法

所定の申込書をお近くのコミュニティセンター、または幼児課に提出してください。



## 子育てガイドブック「ハチピースタイル」をご利用ください

本市の子育て支援情報や乳幼児に関する内容などを掲載した子育てガイドブック「ハチピースタイル」を配布しています。妊娠から出産・子育てに関する情報を掲載し、相談先や子育て支援の取り組みについて知ることができます。ぜひご覧ください。

**配布場所** 市民保健センター、各コミュニティセンター、保育所(園)・幼稚園・子どもセンターなど  
また、母子健康手帳の発行と併せて一緒に配布しています。

放課後児童クラブは、保護者が仕事などで昼間家にいない小学生に、安心安全な生活の場や適切な遊びを提供する場で、児童の健全育成を目的としています。来春からの利用児童を募集します。

**申込要件**  
次のいずれかに該当する人  
・保護者が就労している  
・保護者が病気または障がいによる療養中である  
・保護者に常時介護または看護を要する家族がいる

・その他、保護者の事情により、子どもの保育ができないと認められる場合  
※原則、1年を通じての利用となり、夏休みのみの利用はできません。  
**利用料** 1万円(月額)  
※日割り計算なし。おやつ代など別途クラブごとに定める実費徴収あり。  
**申込方法** 申込用紙に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、利用を希望するクラブへ直接申し込んでください。申込用紙は市ホームページからもダウンロードできます  
**申込期間** 11月20日(金)～11月30日(月)  
(土・日曜、祝日を除く)

## 令和3年度 放課後児童クラブの利用児童を募集

申・問 子ども支援課  
TEL (36) 5524・FAX (32) 6518・HP 16263





# 図書館においでよ!

近江八幡図書館 TEL (32) 4090・FAX (32) 4099  
 安土図書館 TEL (46) 6479・FAX (46) 6591

11月の休館日						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

□—近江八幡図書館  
 ○—安土図書館  
 ■—両館



## おすすめ新着本 児童書

『つるかめ つるかめ』  
 中脇初枝／文  
 あづみ虫／絵  
 (あすなろ書房)



## おすすめ新着本 一般書

『ウイルスの世紀  
 —なぜ繰り返し出現するのか—』  
 山内一也／著  
 (みすず書房)

「つるかめ つるかめ」って知ってる?これは、いやなことがあったときのおまじないなんだって。雷が鳴ったら「くわばら くわばら」、強い風が吹いたら「とーしーとーしー」、痛いときには「ちんぷい ちんぷい いたいいたいのとんでいけ」。昔から人は、自分の力ではどうすることもできないことがおこると、おまじないをとなえて自分をはげましてきたんだって。こんなおまじないの言葉があれば、こわかったり、困ったりしたときの心のささえになるかも!

- 『AIロボット、ひと月貸します!』 木内南緒／作 丸山ゆき／絵(岩崎書店)
- 『ひろいひろいひろいせかいに』 ルイス・スロボドキン／作 木坂涼／訳(偕成社)
- 『いろいろからでてきたくろいて』 西本鶏介／作 星野イクミ／絵(鈴木出版)
- 『スマホとゲーム障害』 (少年写真新聞社)

日本におけるウイルス学の権威が、エボラウイルス、SARSといった過去50年間の10の事例を発生から収束まで紹介する。そのなかで、浮かびあがってくるのは、ウイルスと人間の社会との関係だ。もともと野生動物のみが持っていたウイルスは、人間との距離が近くなったために人間に感染しやすくなった。感染が爆発的に、広範囲に広がるのも、交通が高度に発達したためだ。著者は、近年の人間社会の有り様に着目し、今後も新たなウイルスが出現することを警告するとともに、感染経路を断つ方法など、過去の事例から学ぶことも多くあることを示唆している。

- 『スキマワラシ』 恩田陸／著(集英社)
- 『雨の中の涙のように』 遠田潤子／著(光文社)
- 『テロリストの家』 中山七里／著(双葉社)
- 『人生の教養を高める読書法』 武田鉄矢／著(プレジデント社)

## 〈今月のおはなし会〉

### 1組だけのちいちゃいちゃいおはなし会

- ①市内在住の0~2歳の親子
- ②11月6日(金)・11日(水)・18日(水)・19日(木)・20日(金)
- ③午前10時15分~ 午前10時45分~ 各回15分
- ④近江八幡図書館
- ⑤各回1組
- ⑥11月5日(木)午前10時30分から近江八幡図書館カウンターまたは電話で受け付けます。先着順。



### 近江八幡おはなし研究会のおはなし会

- ①市内在住の3~5歳
- ②・③11月14日(土) 午前10時15分~・10時40分~・11時5分~ 各回20分程度
- ④近江八幡図書館

### ①対象 ②開催日 ③時間 ④場所 ⑤定員 ⑥申込方法

- ⑤各回3組
- ⑥11月7日(土)午前10時30分から近江八幡図書館のカウンターまたは電話で受け付けます。先着順。

### 安土おはなし童話クラブのおはなし会

- ①市内在住の3~5歳・小学生
- ②・③11月21日(土) 3~5歳 午前10時10分~、10時30分~ 小学生 午前11時10分~、11時30分~ 各回20分程度
- ④安土図書館 ⑤各回2組
- ⑥11月5日(木)午前10時30分から、安土図書館のカウンターまたは電話で受け付けます。

※金田コミュニティセンターでのおはなし研究会のおはなし会は、11月28日(土)午前10時30分、11時から開催します。

**目が見えにくい、見えない人の相談会**  
 11月27日(金) 午前9時~正午  
 ひまわり館 相談室1  
 目が見えにくい人、見えない人やそのご家族  
 近江八幡市視覚障害者福祉協会 成澤さん  
 TEL 090(1139)9801

**もの忘れ相談会**  
 タッチパネルでもの忘れが簡単にチェックできます(認知症の診断ではありません)。普段の生活の中で、ちよつとした変化や心配事があればお越しく下さい。2月まで毎月開催。要予約・参加無料  
 11月16日(月) 午後1時30分~4時  
 ひまわり館 2階  
 市内在住者・12人  
 電話で申し込みください。  
 長寿福祉課  
 TEL 3737・FAX 313738

**環境エネルギーセンターの排ガス測定結果を公表**  
 焼却炉の排ガスに含まれる物質の測定結果を、市ホームページで公表しています。測定結果は、環境保全基準値を下回っています。引き続き安全・安心な運転管理を行い、排出抑制に努めます。  
 環境課  
 TEL 5509・FAX 365882  
 環境エネルギーセンター

**「女性の権利ホットライン」強化週間 11月12日~18日**  
 夫・パートナーからの暴力、職場でのいじめ、セクシュアルハラスメント、ストーカーなどの事案が、依然として数多く発生していることから、大津地方検察局と滋賀県人権擁護委員連合会では、女性の皆さんの相談に応じています。  
**相談無料・秘密厳守**  
**全国共通「女性の権利ホットライン」**  
 TEL 0570(070)810  
 時間 午前8時30分~午後7時 (土・日は午前10時~午後5時)  
 強化週間外でも同じ番号で平日午前8時30分~午後5時15分に相談をお受けしています。  
 大津地方検察局人権擁護課  
 TEL 077(522)4673

**親子で探る体験ツアー かいもの○○のひみつ**  
 今年で4回目となるSDGs子ども特派員企画として、3つのテーマ(びわこ、たべもの、すまい)に分かれて、市内のお店や生産者を訪ねます。こだわりのおひるごはんつき。午前はひみつを探るツアーに行き、午後は探ったひみつを参加者で話し合います。  
 12月12日(土) 午前9時~午後4時  
 市内在住・在学の小学生親子

※小学生1人につき保護者は原則1人まで  
 定員 18組36人(抽選)  
 定額 親子1500円(追加参加子ども一人につき500円)  
 締切 11月27日(金)必着  
 ※申込方法など詳しくは市ホームページをご覧ください。  
**地区計画の原案(変更案)の縦覧**  
 法律および条例に基づき、近江八幡八日市都市計画「地区計画」の原案を縦覧しています。なお、この原案について市長に意見書を提出することができます。  
 縦覧案件 若宮町下分木地区計画  
 縦覧期間 11月5日(木)~  
 都市計画課  
 提出方法 様式に意見内容と住所、氏名などを記載し11月5日(木)までに都市計画課に提出してください。  
 都市計画課  
 TEL 365510・FAX 325032



## 善意のともび

9月16日から10月18日までの受付分  
 福祉基金にと  
 光友易学 5千円  
 子ども発達支援センターにと  
 匿名 3千円  
 放課後児童クラブなど子ども関連施設にと  
 未来循環(草津市)  
 次亜塩素酸水20ℓ 10箱  
 幼稚園・保育園などの就学前施設にと  
 栄川文明さん(多賀町)  
 絵本「えんとつ町のプペル」 34冊

## 今月の税・料の納付

(納付期限 11月30日)  
 国民健康保険料(6期)  
 後期高齢者医療保険料(5期)  
 介護保険料(5期)

## みんなの手話 43

【出典 わたしたちの手話学習辞典】  
 相談・話し合う  
 役所  

 片方の手のひらに、もう片方の肘をのせ、その手を開いておろす  
 両手親指を立て、左右から2回軽く付け合わせる  
 障がい福祉課 TEL 313711・FAX 313738